

## 平成 29 年度大阪府私立中学校・高等学校の授業料減免制度について

※この制度は、高校の就学支援金、授業料支援補助金制度とは異なります。

大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県の私立高等学校（全日制・定時制・通信制課程）、中学校、小学校、中等教育学校に在籍する児童生徒の学資負担者（**大阪府内在住の方に限ります。**）が、勤務先の会社等の経営状況の悪化に伴う家計急変により授業料の納付が困難になった場合、授業料の減免を受けることができます。

過去に、この制度により授業料の減免を受けたことがある方は、対象となりません。

※この制度は**自己都合・病気等による退職、死亡・離婚や事故、病気による家計急変等には応じておりません。**

## 補助対象期間の授業料の全額が免除される場合

平成 29 年 1 月以降（平成 29 年度入学生で、平成 28 年度に私立学校に在籍していなかった方は平成 28 年 4 月以降）に勤務先の倒産、解雇（経営状況の悪化によるものに限る。）、自営業の廃業（経営状況の悪化によるものに限る。）等により失職し、平成 29 年 4 月以降も引き続き失職している場合

⇒ 申請様式のほか、「雇用保険受給資格者証」、「事業廃止届出書」等、失職とその理由を証明する書類の写しと、児童生徒を扶養していることを証明する書類の写し等を、学校が指定する期日までに学校に提出することが必要です。

## 平成 29 年度の授業料の 2 分の 1 が免除される場合

次の 2 つをすべて満たす場合

- ・平成 29 年の総所得金額が前年の 2 分の 1 以下に減少していること
- ・平成 28 年の課税総所得金額が 98 万円に次の金額を加えた額を超えている場合であって、平成 29 年の課税総所得金額（見込）が 98 万円に次の金額を加えた額以下となっていること

0 歳以上 16 歳未満の扶養親族 1 人あたり 330 千円  
16 歳以上 19 歳未満の扶養親族 1 人あたり 120 千円

⇒ 申請様式のほか、「平成 29 年度市（町村）民税・府民税特別徴収税額の通知書」または「平成 29 年度市（町村）民税・府民税納税通知書」と、平成 29 年分源泉徴収票や、税理士等第三者による平成 29 年の所得見込みを証明する書類等を、学校が指定する期日までに学校に提出することが必要です。

## ☆申請に必要な書類

(1) 経営状況の悪化に伴う会社都合の倒産・解雇により失職した場合 ①～③の全ての書類が必要です。

- ① 授業料減免申請書
- ② 倒産・解雇等による失職を証明する書類  
・雇用保険受給資格者証の全ページの写し、または離職票の写し、または前雇用主の証明 等
- ③ 扶養の状況が確認できる書類の写し  
・平成 29 年度市（町村）民税・府民税特別徴収税額通知書の写し、または市（町村）民税・府民税納税通知書の写し

※ 経営状況悪化に伴う自営業の廃止（自主廃業を除く）の場合は、①・③の書類と、以下の④・⑤ 2 点両方の書類が必要です。

- ④ 税務署に提出した事業廃止届出書または個人事業の開業・廃業等の写し（所轄の税務署の受理印のあるものに限る。）
- ⑤ 自主廃業でないことを証明する書類（裁判所の破産手続き開始決定の写し等）

(2) 会社等の経営状況の悪化に伴い、収入が前年より著しく減少した場合 ①～③の全ての書類が必要です。

- ① 授業料減免申請書
- ② 平成 29 年度市（町村）民税・府民税特別徴収税額の通知書の写し 又は平成 29 年度市（町村）民税納税通知書の写し。  
（扶養状況が確認できる部分が必要。19 歳未満の扶養親族が確認できない場合は、健康保険証等の写しが必要。）
- ③ 平成 29 年分源泉徴収票、又は給与支払者、税理士等第三者による平成 29 年 1 月から 12 月までの所得（見込）証明書 等

**平成 29 年 10 月 10 日まで**に学校の事務室へ提出してください。

**☎ 該当する方は、締切に関係なく早急に学校の事務室までお電話ください。**

◎高等学校生徒は大阪府私立高等学校生徒授業料支援補助金を申請された後、この減免制度の適用を受けようとする場合、併用することはできません。（どちらか助成金額の高い方を受けるものとします。）

ご不明な点がございましたら清風学園事務室までご連絡ください。（平日 9 時～16 時半、土曜 9 時～13 時半 TEL06-6771-5757）